債権者集会招集

平成２５年（フ）第１９２０号
愛知県尾張旭市南新町中畑242番地　グレース富士102号
破産者　北沢三郎こと　**鄭**　　三郎
1　期日　平成28年９月15日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年７月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９４２９号
東京都北区田端３丁目４－４　若松荘100号
破産者　呉　　順徳
免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
平成28年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３６号
東京都世田谷区駒沢５丁目１－８－106
破産者　河田　貴充
免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
平成28年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第３号
岩手県花巻市西宮野目第11地割１番地
清算株式会社　株式会社西宮野目サービス
清算人　西畑　昌貢
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（ヒ）第２０４４号
東京都足立区鹿浜８丁目18番２号
清算株式会社　ＳＨＯＪＩ株式会社
代表清算人　鈴木　昌司
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184番地
清算株式会社　箱根湯本ホテル株式会社
代表清算人　齋藤　佳克
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社及び各協定債権者は、各協定債権者の清算株式会社に対する平成28年３月24日時点での協定債権に係る残高が別紙「協定債権額（議決権額）一覧表」記載のとおりであることを確認する。
2　清算株式会社は、その有する財産から必要な費用を控除した残金により、公租公課その他一般の優先権ある会社法515条第３項括弧書内記載の債権を全額弁済し、また、協定債権者である株式会社箱根湯本ホテルに対して金6,296,774円を弁済する。なお、これにより清算株式会社の残余財産は消滅する。
3　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日に、各協定債権者の協定債権に係る残高を全て免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（円未満切り捨て）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
横浜地方裁判所小田原支部民事部

監督命令

平成２８年（再）第１号
秋田県横手市平和町９番10号（商業登記記録上の所在地　秋田県横手市横手町字大関越80番地）
再生債務者　横手セントラルホテル株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　秋田市山王３－１－７　東カン秋田ビル６階　湊法律事務所　弁護士　湊　貴美男
平成28年７月25日
秋田地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２７年（再）第６号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　株式会社新和
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再）第７号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　株式会社秀英（旧商号秀英産業株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第８９号
埼玉県川口市安行出羽２丁目７番７号　スペリオルＫ102号
再生債務者　生出　　一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月31日から平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５７号
埼玉県川越市吉田新町３丁目６番地２
再生債務者　宮田　一樹
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月31日から平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１４０号
愛知県北名古屋市二子曙66番地　フレグランス曙Ａ－201
再生債務者　髙野　祐卓
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月24日から平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第７４号
札幌市白石区平和通15丁目南１番31号
再生債務者　木谷　滋一
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第５号
北海道赤平市西文京町４丁目２番地
再生債務者　中村　　有
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２８年（再イ）第６号
北海道赤平市茂尻元町南５丁目16番地
再生債務者　森田　　翔
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２８年（再イ）第１６号
北海道小樽市天神１丁目15番102号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
再生債務者　生田　千春
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前９時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部